資 料

「シロンスク教育令 (1922.8.21,12.29,1924.6.26)」

小 峰 総一郎

「シロンスク県知事教育規定。

シロンスク県上シロンスク部分国民学校制度編成命令 1922 年 8 月 21 日, 1922 年 12 月 29 日, 1924 年 6 月 26 日」 (Schulbestimmungen des Woiwoden von Schlesien.

Verordnungen vom 21. August 1922, 29. Dezember 1922 und 26. Juni 1924 über die Gestaltung des Volksschulwesens in dem oberschlesischen Teile der Wojewodschaft Schlesien.)

第1条[公立学校の授業言語=ポーランド語]

シロンスク県上シロンスク部分の全公立学校の授業言語は基本的にポーランド語とする。 学校でのポーランド語授業 [国語] およびポーランド語使用に反する全ての命令は、本令をもっ て廃止されるものとする。

第2条 [国民学校はポーランド語]

国民学校においては、すべてのポーランド人児童にポーランド語で授業が行われるものとする。

第3条 [ドイツ系少数者教育態勢]

公立国民学校教育分野におけるドイツ系少数者の要求に対しては、ジュネーブ協定第 105 条第 2 項が想定する少数者教育施設 [少数者学校、少数者語コース、少数者語宗教教育] を充てるものとする。

第4条 [ドイツ語による授業,授業言語表明]

少数者教育態勢の最終的発効までは郡学校視学官 (Kreisschulinspektor) が、[ジュネーブ] 協定第 114 条の定めに合致して、ドイツ人児童が彼らの言語による授業を妨げなく享受できるよう措置を取るものとする — 但し、それは教育行政上の理由により不可能でない限りのことであ

るが ──。

移行期間の間においても、児童の授業言語は教育権者の表明だけで決するものとする。

【小峰注】

第 114 条【[経過規定 ── 両国の義務,ド国・ポーランド学校設立,ポ国・ドイツ語教育継続】

- 1. ドイツ政府は、住民投票地域のドイツ帰属部分で、1922/23年度内に、本章の想定する少数者教育機関を創出するため、必要な諸方策を取るものとする。
- 2. ポーランド政府は、住民投票地域のポーランド帰属部分で、ドイツ人児童になされている ドイツ語による授業が、本章の想定する少数者教育機関が行う範囲で、教育行政上の困難 がこれを妨げぬ限り、中断されぬよう配慮するものとする【注】。

【注】

1922.5.15 のジュネーブ協定第 114 条 2 項叙述に関する [ポーランド国] シロンスク県知事命令 (1922.8.21)

少数者学校におけるドイツ人児童の授業中断を来さぬため、本官は、1922.5.15の「ポーランド・ドイツジュネーブ協定」第114条2項の執行のため、以下の如く定める:

- 1. 1922/23 年度開始時に, [ポーランド国] シロンスク県上シロンスク部分のすべての国民学校で, ドイツ人児童数を確定する。もし, この児童数が, ジュネーブ協定第106, 10 [107] 条規定 (Bestimmungen) を満たしているならば [40名, 18名 ― 小峰], これら児童は, ドイツ語での授業を引き続き受けることとする。但し, 本授業に関し, 上記協定諸条 (Artikel) に述べられた範囲においてであるが。
- 2. 郡学務委員 (Kreisschulrat) が、児童数に対応し、かつ学校理事会 (Schulvorstand) ないし教育委員会 (Deputation) との合意に基づいて、ポーランド人ない しドイツ人児童を収容すべき校舎ないし教室を決定する。
- 3. 協定第106,107条に基づく教育機関 [少数者学校,少数者語教育,少数者宗教教育] の編成に関しては、特別諸規程 (Vorschriften) を設けることとする。

シロンスク県知事 (署名) J. ルィマー

(「上シュレジエンに関する独ポジュネーブ協定」(1922.5.15))

第5条 [入学申請 (Antrag)]

正当な教育権者が賛成し、遅くとも年度開始 9 ヶ月前までに提出されたポーランド国籍者の入学申請に基づき、ジュネーブ協定第 106 条と合致して、少数者学校、少数者学級、[少数者] 語コースおよび [少数者] 宗教コースが、遅くとも申請書提出に続く年度開始までに開設されるものとする。[1922.12.29 改正で申請期限条項を追加 — 小峰注]

この申請期限の後に提出された入学申請は、その翌年度の開始に当たり顧慮されるものとする。 しかし少数者学校開設の条件を欠くためにこれの開設ができないところでは、入学申請は少数 者学級用に有効である。

なお,少数者学校設立の条件も欠く場合は,本申請は[少数者]語コース,ないし[少数者]

宗教コース設置に有効と言えるであろう。

入学申請は郡または県学校当局 (Kreis- oder Wojewodschaftsschulbehörde) に書面ないし口頭で提出するものとする。

申請書は、児童の正当な教育権者が自筆で (eigenhändig), かつ定められた書式に則って執筆しなければならない。

(書式には次の一文を特に目立つようにしなければならない, すなわち, 「私は, …… [上記児童の母語 (Muttersprache) が] ドイツ語であることを表明します」 と。第5条への添付書式 a1,2参照)

自筆の署名は、郡長 (Starosta)、戸籍役場 (Standesamt)、村役場 (Gemeindeamt)、郡学校当局 (Kreisschulbehörde)、警察署長 (Polizeidirektion)、裁判所、公証人 (Notar) または都市教区庁 (Stadtpfarramt) によって認証されなければならない。

裁判所,公証役場 (Notariatsamt) を例外として,他の官庁が上記人物の署名を認証する場合,手数料を徴収してはならない。

少数者教育機関はジュネーブ協定第 105 条, 106 条に則り, また以下の諸条件, すなわち少数者教育機関に入学申請した児童が

[ポーランド] 国籍を有する、

学校組合 [Schulverband] に所属する,

教育義務年齢にある.

国民学校就学を定められている.

の条件の下にこれを開設するものとする。この諸条件は官庁が審査することができるものとする。 第5条a資料1,2

ドイツ系少数者学校・学級設置に関する申請書							
私こと,学れ つきましては,	校組合 , 当校に私の後見す		内にドイツ系少 を入学させて下				
			記				
1. 氏名	,	生年月日		_,	出生地		
2. 氏名	,	生年月日		_,	出生地		

私はここに、上記り	児童の母語 (Muttersprache) がドイツ語であることを表明します。
場所	,日付 192()年 月 日
	署名

本官は,	氏の署名 [内容] が正当であることを認証する。
場所	,日付 192()年 月 日
	(印璽) 署名
	(公庁すなわちポーランド共和国 - 県当局者の署名とする)

第6条 [少数者学校の設置手続]

入学申請が本令第5条を満たしているかどうか、また、[少数者教育機関] 設置申請児童数がジュネーブ協定第106条、107条の規定に対応しているかどうかを郡学務委員 (Kreisschulrat) が確認し、その上でこれを確定する。

郡学務委員はそれを学校理事会 (Schulvorstand) の席上で検討し、その上で見解と会議議事録、さらにこれの実現につきどう処置すべきかについての提言も付して申請書を県学校局 (Schulabteilung der Wojewodschaft) に送付するものとする。

提言には、少数者のための学校ないし学級を設置すべきか否か、その学校ないし学級は1つの 宗派の児童だけを就学させるのか [宗派学校]、或いはこれを宗派共同 (simultan) 性格の学校・学級とするのか [宗派共同学校] (ジュネーブ協定第106条1項2)、およびこの学校をどのよう に [教育行政上] 位置づける予定であるか、について示すものとする。

【小峰注】

第106条【少数者学校の設置】

§1.

- 1. 少数者児童が就学年齢にあり、国民学校就学が定められていて、彼らが同一学校組合 (Schulverband) に所属するとき、これら言語的少数者所属で国籍所有児童 (Kinder) 最低 40 名、の教育権者が支持する1国籍所有者提案に基いて、1少数者学校 (Minderheitsschule) が設立されるものとする。
- 2. これら児童の最低 40 名が、同一の宗派ないし宗教に所属するとき、提案に基いて、彼らにふさわしい宗派ないし宗教的性格を備えた1少数者学校を設立するものとする。
- 3. 事情により、1少数者学校の設立が適当でない場合は、少なくとも、少数者学級[複数]

を設立するものとする。

§ 2.

第1項1,2に述べた提案には、可及的速やかに ── 但し、それが新学年開始最低9ヶ月前に提出された場合であるが ──、提案に続く新学期開始に向け対応するものとする。

第 107 条【少数者語教育,少数者宗教教育の人数】

- 1.1国籍所有者提案が、言語的少数者所属で国籍所有国民学校生徒 (Schüler) 最低 18 名、の教育権者に支持されたとき、これら生徒のために、速やかに少数者語教育が行われるものとする。
- 2. これら生徒の最低 12 名が、同一宗派ないし同一宗教に属するとき、提案に基いて、彼らは少数者宗教教育を受けるものとする。

(「上シュレジエンに関する独ポジュネーブ協定」(1922.5.15))

第7条 [学校委員会, 学校理事会]

無事少数者学校が設立された暁には、そのための学校委員会 (Schulkommission) を任命しなければならない。(ジュネーブ協定第 111 条)。

まず始めに学務委員の提案に学校理事会が合意し、これに基き選ばれた学校委員会メンバーを、 [県] 学校当局 (Schulabteilung) が承認するものとする。

【小峰注】

第 111 条【学校委員会】

- 1. 教育行政へ参加するために、各少数者学校、少数者学級に1学校委員会 (Schulkommission) を編成する。この委員会メンバーの半数以上は、少数者学校、少数者学級生徒の教育権者により選出されるものとする。
- 2.1 学校組合内に同一宗派・宗教に属するいくつかの少数者学校がある場合, それらに対して, 1 合同学校委員会 (eine gemeinsame Schulkommission) を設立することが可能である。
- 3.1 学校組合内に、その少数者の諸学校だけが存在する場合は、学校委員会の編成は省略できる。この場合、学校理事会または教育委員会が、学校委員会の課題を引き受けるものとする。

(同上)

第8条 [学校維持費の公立学校同格]

少数者学校は、他の公立国民学校全てと同様の原則に則って維持されるものとする。 この学校の維持に関する特別規定は、ジュネーブ協定第109条、110条に見られる通りである。

第9条 [生徒数確認]

郡学校局 (Kreisschulamt) は、1 年に1回すなわち毎年5月1日 — 但し初年は1923年7

月 15 日に — 少数者学校・学級・コースがジュネーブ協定第 106 条, 107 条の定める児童数に合致しているか否か、その児童は本令諸条項に定められた条件を満たしているか否かを確認するものとする。

同局はこの統計を [県] 学校当局 に送付するものとする。

シロンスク県知事

(出典: Junckerstorff, Kurt: Das Schulrecht der deutschen Minderheiten in Polnisch-Oberschlesien nach dem Genfer Abkommen. Berlin 1930, S. 54-56)

解 題

シロンスク県第6代知事、ミハウ・グラジュインスキ (Michał Grażyński, 1890-1965)

1920年代「シロンスク蜂起」英雄

1926.9.6 知事就任 (ピウスツキ支援下)

シロンスク県知事時代 (1926-1939) ― ポーランドに帰属した旧ドイツ領上シロンスクのドイツ人に対する報復措置苛烈。この苛烈政策は、親ドイツ的ではないポーランド人政治家 [コルファンティら] からさえも厳しく批判された。

しかし他面,工業の近代化とインフラ拡充には寄与 1939 年 9 月 情報大臣。ナチスドイツの侵攻に直面し祖国脱出 ロンドンへ亡命,ポーランド亡命政府の庇護を受ける。政治からは身を 引き,二度と祖国へは帰らなかった。



ミハウ・グラジュインスキ (Michał Grażyński, 1890-1965)

(出所: Recke, S. 139; Urban (2006), S. 35, 写真も)

はじめに

今回ここに紹介したのは、前号に引き続き、ドイツが第一次世界大戦後新生ポーランドに領土割譲したポーランド領シロンスク県(旧ドイツ領上シュレジエン州の東部3分の1)におけるドイツ系少数者教育問題資料である。前回は、国際連盟の側が、分割された2つの上シュレジエン(ドイツ領上シュレジエン州と、ポーランド領シロンスク県)に残された民族的少数者(独領シュレジエンのポーランド人とユダヤ人等、ポーランド領シロンスクの「ドイツ人」とユダヤ人等)の教育権を定めた「上シュレジエンに関する [独・ポ] ジュネーブ協定」(1922.5.15)[抄] と、これを基礎にしてドイツ(プロイセン)が、邦内のポーランド系少数者の教育権を定めた「ポーランド系少数者学校法」(1928.12.31) — 民族所属は「主観基準」によるとした — を訳出紹介し、その成立経緯と意義ならびに限界につき若干の解題を行なった。

小峰 総一郎:資料 ポーランド系少数者学校令 (1928.12.31); 上シュレジエンに関する [独ポ] ジュネーブ協定 (1922.5.15) [抄] (『中京大学国際教養学部論叢』第4巻第1号, 2011年9月)

今回の資料は、今度はポーランド側の「シロンスク県教育令」(1922.8.21, 12.29, 1924.6.26)である。前回の資料と解題は、シロンスク問題を主にドイツ側の状況に即して述べたものであるが、今回の資料と解題は、これを主としてポーランド側の状況に即して考えてみようとするもの

である。

資料 「シロンスク教育令」(1922.8.21, 12.29, 1924.6.26)

1. シロンスク教育令まで

本令は、ポーランド国初代シロンスク県知事ルィマーが、今までのドイツの学校制度に取って 代わる、シロンスク県におけるポーランド教育の基本方針を定めたものである。それと共に、残 存する従来のドイツ学校制度を「ジュネーブ協定」(1922.5.15) に基づいてドイツ系少数者学校 として再編する、ないし新たに創設する際の基準と原則とを定めたものである。

「第1条[公立学校の授業言語=ポーランド語]

シロンスク県上シロンスク部分の全公立学校の授業言語は基本的にポーランド語とする。 学校でのポーランド語授業 [国語] およびポーランド語使用に反する全ての命令は、本令をもって廃止されるものとする。

第2条 [国民学校はポーランド語]

国民学校においては、すべてのポーランド人児童にポーランド語で授業が行われるものとする。」

第1条で、上級学校等を含めすべての公立学校の授業言語をポーランド語とし、続く第2条で、初等教育においてはポーランド人児童には例外なくポーランド語によって授業が行われると定めた。これは、新生ポーランドにおける新しいポーランド国民教育を宣言したものである。ポーランド人の教育がポーランド語によってなされる — まことに当たり前で、一見何の変哲もない規定である。しかし、ここに至る道は、まさに茨の道だったのである。

(1) ベーメン・ボヘミア・オーストリア支配

ヨーロッパの中央に位置するポーランド。シロンスク (波名。独名シュレジエン,英名シレジア) はその西南方,チェコとの国境付近に位置する高地である。ポーランドの東南方,現在の西ウクライナあたりがスラブ民族の原郷と言われるが,そこから原スラヴ人が分化し,ポーランド人はチェコ人,スロヴァキア人,カシューブ人などと共に西スラブ人を成している。この西スラブの西方にドイツ人,オーストリア人などのゲルマン民族が暮らしており,西スラブ民族とゲルマン民族との接触点であるポーランド,中でもシロンスクは,両者の鬩ぎ合いの中に歴史を築いてきた。近代のポーランドはさらに,北を強国ロシア,南をオーストリア・ハンガリー帝国(ハプスブルク家)に囲まれた。世界史の中でポーランドほど国境線の変転した国はないが,その理由は、ポーランドの位置しているこのような地理的条件,そしてまた,近代以降には,経済的ならびに政治的条件が重なり、ポーランド,シロンスクはまさに強国に翻弄されるのである。

シロンスクは、初期の時代にはメーレンとベーメンに帰属した(879 - 992)。次のベーメン、ポーランドとの争奪時代(900 年頃 - 1137 まで)を経て、12 世紀にポーランド王国が成立したときから、ポーランド・ピャスト家統治下(1137 - 1335)。この間、1241 年のモンゴル襲来による荒廃後、ピャスト家諸侯は復興のためこの地にヨーロッパから移民を誘致する。その結果、シロンスクには、次第にドイツ人が増え、ドイツ語ドイツ文化が拡大した。14 世紀に、シロンスクはボヘミア王国帰属となる。ボヘミア王カレル1 世が神聖ローマ帝国皇帝(カール4世)となり、同地はボヘミア王国に統合された。シロンスクをめぐり領有を争っていたポーランド王国は、国内発展のためボヘミア王国との争いを休止、シロンスクの神聖ローマ帝国帰属を承認した(1335 - 1526)。その後、ドイツ人移民は増え続け、「ポーランド人」住民も次第にドイツ語ドイツ文化に同化。16 世紀にハプスブルク家がボヘミア王位を獲得し、ここに、シロンスクはハプスブルク君主国に組み入れられたのである(1526 - 1742)。そして18 世紀、マリア・テレジアの皇位継承に対する介入戦争、オーストリア継承戦争(1740 - 42 年)で、プロイセンのフリードリヒ2世(大王)がシロンスクを割譲させて以来、この地は、プロイセン領有となったのであった(1742 - 1918)。(日本ウィキペディア、ドイツ Wikipedia ほか参照)。

しかし、この強国に支配されるポーランドを、ルソー (Jean-Jacques Rousseau, 1712 - 1778) は別の目で見ていた。ルソーは、強国に蹂躙されるポーランド国民を「受苦の民」と捉え、しかし、その中においてポーランドは、内面的には市民の美徳と愛国心 [文化、教育]、外面的には小国家化と連邦制 [政治制度] に依りながら、独自の理想社会となりうることを展望したのであった」。だが現実は理想とはほど遠いものだったと言わざるを得ない。

ポーランド (Poland, Polen, Pologne) とは、「平地」の意である。1989-1990 年にドイツ・(西) ベルリンで在外研究を行なっていた私は、中古のメルセデスを駆って、「東欧革命」の熱気冷めやらぬポーランドを短期訪問したことがある。ベルリンの南部国境を出て欧州自動車道 E40 号線を東進したのだが、道路は行けども行けどもただただ平坦で、これをしも「平地の国」とはまことに言い得て妙と思ったことである。しかし、半日かけてブワツワフ (ブレスラウ)を過ぎシロンスクに入る頃には辺りは次第に山地となった。中心都市カトヴィツェ (カトヴィッツ) には涼やかな林が広がっていて、そこは日本の軽井沢を思わせるような高原都市である。けれども、郊外にはボタ山が築かれて石炭臭が辺りを覆い、カトヴィッツはたしかに工業の街であった。その後 20 年を経て、このシロンスクのドイツ系住民の教育について調べることになろうとは当時は全く予想もしなかった。しかし今思い返してみると、独ポ混合委員会委員長カロンデール(元スイス大統領)はスイスからこの地に居を移して独述両少数者教育実現に尽力したのだと、その情景が浮かんで来る。記憶と歴史とが交錯し感慨に堪えない。

^{1.} ルソー「ポーランド統治論 (1771)」(『ルソー全集』 第五巻, 白水社, 1979) 参照。

(2) プロイセン, ドイツ帝国における「ドイツ化」

シュレジエン (シロンスク) を領有したプロイセンは、この地の産業育成とドイツ化、プロテスタント化をすすめた。

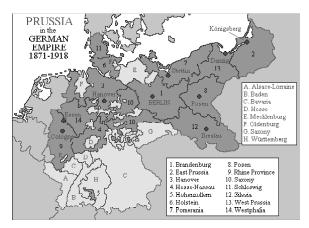


図 1. ドイツ帝国におけるプロイセン (1871 - 1918)

(出所:ウィキペディア「旧ドイツ東部領土」)

そもそもシュレジエン地方は首都ベルリンからは遠く隔たった農業地であったのだが、近代になると鉄道によって相互に結びつけられ、石炭を始めとするこの地方の豊かな資源はプロイセン、ドイツの産業発展の原動力となった。「この 150 年の間にドイツ文化とドイツの開拓活動は、鬱蒼とした森と沼沢に覆われ交通も最悪の貧しい土地の中から、輝かしい産業地域を生み出したのである」と『上シュレジエンとジュネーブ仲裁裁定』の一節は述べている²。上シュレジエンが、ドイツの産業化と共にその相貌を変えていったのは事実である。

人口增

まず、人口増。対ナポレオン戦争敗北を契機に始まる「プロイセン改革」によって農奴解放が行なわれ、人格的自由を獲得した農民層を中心に人口が急激に増大した。19世紀中葉から 20世紀初頭までの、「上シュレジエン州部分」人口に占めるドイツ人とポーランド人人口につき、約10年間隔の変化を求めると下表の通りである。

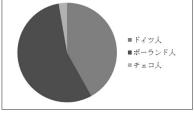
かつてウェーバーは、1895 年フライブルク大学教授就任講演「国民国家と経済政策」において、ドイツ東部 (西プロイセン州) において、文化水準の高い地域からドイツ人が流出し、他方、地味 劣等の地でも増大するポーランド人勢力によって新教徒ドイツ人が多数派民族 (すなわちカトリックのポーランド人) に「吸収されてしまう」脅威に着目して、「自分たちよりも劣った人種」に対

^{2.} Göppert, et. al. (hrsg.): Oberschlesien und der Genfer Schiedsspruch, Berlin: H. Sack, 1925, S. 53.

するには、東部国境の閉鎖、ならびに、王領地を国家が買い上げ、ここにドイツ人植民を行え、と述べたのだった³。ウェーバーの研究は西プロイセン州を対象としたものであるが、ポーランド人の占める割合の多い東部 4 州(東プロイセン州、西プロイセン州、ポーゼン州、シュレジエン州)において、状況は似たものがある。

年	ドイツ人	増加数	ポーランド人	増加数
1849	350,829		559,848	
1861	409,218	58,389	665,865	106,017
1867	457,545	48,327	742,153	76,288
1890	556,523	147,305	918,728	252,863
1900	684,400	127,877	1,048,213	129,485
1910	884,045	199,645	1,169,340	121,127

表 1. 上シュレジエン州におけるドイツ人ポーランド人と増加数 (1840 - 1910)



民族割合 (1910)

(出所: Gluck, S. 435 を元に小峰作成)

これらいずれにおいても、民族判定は「母語」によって行われている。したがって、上シュレジエンにおいてドイツ語母語者(= ドイツ人)の数はポーランド語母語者(= ポーランド人)の6-8割にしか過ぎなかったと言えるのである。1840年には、ドイツ語人口[この中には相当数のポーランド人(スラブ人)も含まれると考えられる]は36.8%であるのに対し、メーレン語、ベーメン語を含むスラブ語人口合計は63.2%。つまり、ドイツ語母語者(= ドイツ人)は総人口の4割以下であった。

教育状況

次に、教育状況を見てみよう。

コスラー『上シュレジエンにおけるプロイセン民衆学校政策 1742 - 1848』(1929) によると、1816 - 1840 年に人口は 498,130 人から 897,064 人へ約 40 万人増、増加率 80.0%。これに対応して就学児童数も 1816 年の 62,976 名から、1840 年には 168,677 名に増加した。増加率約 126.5%。だが、学校はこのとき十分な教師を調達できず、教員数は 768 名から 1,287 名へ 67.5%の増に留まっていた。その後 19 世紀の後半になって教員の増員が実現され、1864 年には、1901 年の水準と比べて 165%の数に達している。

^{3.} ウェーバー『国民国家と経済政策』未来社,1959年,27-32ページ。

^{4.} Kosler, Alois M.: Die preußische Volksschulpolitik in Oberschlesien, 1742-1848/ -- 2. Aufl., Sigmaringen: J. Thorbecke, 1984, S. 219.

^{5 .} A. a. O., S. 215.

^{6 .} A. a. O., S. 350.

年	総人口	就学児童数	教員数
1816	498,130	62,976	768
1840	897,064	168,677	1,287
増減	約 40 万人	約 10 万人	519
増加率	80.0%	126.5%	67.5%

表 2. 上シュレジエンにおける教育状況 (1816 - 1840)

(Kosler, S. 215 を元に小峰作成)

しかし当時の教育条件は劣悪で、1 人の教師が 100 以上の児童の教育を行っている。ヒッペル (Hippel) は、1826 年に「教員 1 人あたりの望ましい児童数は 50 名から 80 名」と述べていた。

宗教状況

そして最後に宗教状況。この土地の宗教状況は、1826年の段階で次の通りである。

表 3. 宗派状況 (1826)

宗派	カトリック	プロテスタント
人数	573,023	63,813
比率	90.0%	10.0%



(出所: Kosler, S. 216 を元に小峰作成)

「教会の絆の方が民族の絆よりも強い」(ウェーバー)。その後、プロイセン政府は「カトリック教徒のドイツ人が民族的文化共同体から脱落してゆく」のを防ぐために、教育振興を図ると共にカトリック教会の影響力を学校・教育から排除して行くのである。ドイツ帝国首相オットー・フォン・ビスマルクによって推進された「文化闘争」(1871 - 1878) は、東部諸州でとりわけ苛烈な文化政策、言語政策たる「ドイツ化」運動として展開された。その結果、教育・学校領域については、カトリック聖職者の学校監督が排除されて、教育の国家化が実現されるのである。

同化教育

『ドイツ教育史ハンドブック』は、今日標準的なドイツ教育史通史であるが、それの、第3巻 1800 - 1870 は、ドイツ教育の「近代化」を扱っている。その中の記述で特に注目されるのが、

^{7.} A. a. O., S. 215.

^{8.} 梅根悟「二重言語学校問題」「近代国家と民衆教育 — プロイセン民衆教育政策史 — 』(誠文堂新光社 1967),遠藤孝夫「近代ドイツ公教育体制の再編過程』(創文社,1996),割田聖史「境界地域 を叙述 する — オストマルク協会編『ドイツのオストマルク』(1913年)を読む — 」(「群馬大学国際教育・研究センター論集 9』,2010) ほか参照。

プロイセン邦の 19 世紀後半における就学督励策である。プロイセンは、ナポレオン戦争後の 1816 年に、就学義務児童中、邦全体で平均して僅か 54.1% しか初等学校 (Elementarschule) に就学していなかった。このとき、西南のカトリック諸邦の就学率は遥かに高く、ザクセン邦の 初等学校就学率は 80%以上であった。プロイセンの場合、比較的高いライン州で約 50%、西プロイセン州は 40%、ポーゼン州はさらに低かった。その原因は、州内の非ドイツ人比率の高さであった。そのためプロイセンは、「特にポーランド人の多い東部で就学振興をはかり、その結果、1871 年にはプロイセン総計で 86.3%にまで達するのであった」。参考までに、1871 年におけるプロイセンの「非識字」の状況を見ると次のごとくであった。

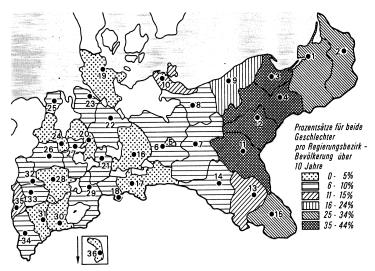


図 2. プロイセンの 10 歳以上男女の地域別非識字率 (1871 年) (Jeismann/Lungreen, S. 129)

			- 11-11		*****		
表 4.	フロィ	ヤンの 1	り競り	上男女の非	E識字人上	割合 (1871 年)

州	番号	州名,県名	全人口	非識字者割合 (%)			
211	宙与	川石,乐石	州	県	男子	女子	合計
		プロイセン州:	3137545		29	35.7	32.5
	1	ケーニヒスベルク		1080210	23	29.3	26.3
	2	グンビネン		742724	27.4	34.8	31.3
	3	ダンチヒ		525012	32.4	39.4	36
	4	マリエンヴェルダー		789599	36.4	43.3	40
		ブランデンブルク州;	2863229		4.6	9.1	6.8

Jeismann/Lungreen (Hrsg.): Handbuch der deutschen Bildungsgeschichte. Bd. III, München 1987,
 S. 127.

5 ペルリン 826341 2 3.2 1002368 4.8 9.6	1 26
	2.6
ポンメルン州: 1431633	7.2
8 シュテッティン 671029 6.6 12.6 9 ケスリン 55263 12.8 20.2 10 シュトラールズント 208341 11.2 20.1 ボーゼン州: 1583843 34.2 43.9 11 ボーゼン 1017194 32.6 41.4 12 プロベルク 566649 37 49.8 シュレジエン州: 3707166 12 18.3 13 ブレスラウ 1414583 8.1 13.6 14 リグニッツ 983020 5.8 10 1309563 21.4 30.5 16 マクデブルク 2103174 854591 3.4 6.4 17 メルゼブルク 879230 3.1 6.1 エルフルト 369353 3.5 8.3 シュレズヴィヒ・ 19 ホルシュタイン州: 1960747 5.2 9.7 20 ハノーヴァー 404968 4.3 7.2 19ルデスハイム 22 リューネブルク 384205 4.5 8.5 23 シュターデ 302801 5.6 9.9 24 オスナブリュック 268665 4.1 6.2 25 アウリヒ 193213 6.9 10.8 ブェストファーレン州: 1775175 5.1 8.1 6.2 アルンスペルク 865815 4.3 7.1 ヘッセン=ナッサウ州: 1400370 767362 4.6 10 30 ヴィースパーデン 633008 2.1 3.5 6.9 カッセル 767362 4.6 10 3 ブィースパーデン 633008 2.1 3.5 6.9 1328324 6.4 11.6 11.6	10.2
9	13.3
10 シュトラールズント	9.7
ボーゼン州:	16.7
111 ボーゼン 1017194 32.6 41.4 12 ブロンベルク 566649 37 49.8 シュレジエン州: 3707166 12 18.3 13.6 14 リグニッツ 983020 5.8 10 1309563 21.4 30.5 15 オベルン 1309563 21.4 30.5 16 マクデブルク 879230 3.1 6 879230 3.1 6 8707166 18 エルフルト 369353 3.5 8.3 10 3693	15.9
12 プロンベルク 566649 37 49.8 37 49.8 37 49.8 37 49.8 37 49.8 37 49.8 37 49.8 37 49.8 37 49.8 37 49.8 37 49.8 37 49.8 37 49.8 37 49.8 37 49.8 49.5	39.2
シュレジエン州: 3707166	37.2
13	42.9
14	15.3
15 オペルン	11
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	8
16 マクデブルク 2103174 854591 3.4 6.4 17 メルゼブルク 879230 3.1 6 369353 3.5 8.3 シュレスヴィヒ・ 19 ホルシュタイン州: 995873 995873 3.8 6 ハノーヴァー州: 1960747 5.2 9.7 20 ハノーヴァー 404968 4.3 7.2 21 ヒルデスハイム 406895 6.4 14.7 22 リューネブルク 384205 4.5 8.5 23 シュターデ 302801 5.6 9.9 24 オスナブリュック 268665 4.1 6.2 25 アウリヒ 193213 6.9 10.8	26.2
17 メルゼブルク 879230 3.1 6 369353 3.5 8.3 3.5 8.3 シュレスヴィヒ・ 19 赤ルシュタイン州: 995873 995873 3.8 6 バノーヴァー州: 1960747 5.2 9.7 20 バノーヴァー 404968 4.3 7.2 21 ヒルデスハイム 406895 6.4 14.7 22 リューネブルク 384205 4.5 8.5 23 シュターデ 302801 5.6 9.9 24 オスナブリュック 268665 4.1 6.2 25 アウリヒ	5
18	4.9
シュレスヴィヒ・ 19 ホルシュタイン州: 995873 995873 3.8 6	4.6
19 ホルシュタイン州: 995873 995873 3.8 6 ハノーヴァー州: 1960747 5.2 9.7 20 ハノーヴァー 404968 4.3 7.2 21 ヒルデスハイム 406895 6.4 14.7 22 リューネブルク 384205 4.5 8.5 23 シュターデ 302801 5.6 9.9 24 オスナブリュック 268665 4.1 6.2 25 アウリヒ 193213 6.9 10.8 ヴェストファーレン州: 1775175 5.1 8.1 26 ミュンスター 435805 5.2 7.6 27 ミンデン 473555 6.6 10.3 28 アルンスベルク 865815 4.3 7.1 ヘッセン=ナッサウ州: 1400370 3.5 7.1 ヘッセン=ナッサウ州: 1400370 3.5 7.1 スラインラント州: 3579347 6.1 11.4 31 コブレンツ 555194 3.5 6.9 32 デュッセルドルフ 1328324 6.4 11.6	6
ハノーヴァー州: 1960747 5.2 9.7 20 ハノーヴァー 404968 4.3 7.2 21 ヒルデスハイム 406895 6.4 14.7 22 リューネブルク 384205 4.5 8.5 23 シュターデ 302801 5.6 9.9 24 オスナブリュック 268665 4.1 6.2 25 アウリヒ 193213 6.9 10.8 ヴェストファーレン州: 1775175 5.1 8.1 26 ミュンスター 435805 5.2 7.6 27 ミンデン 473555 6.6 10.3 28 アルンスベルク 865815 4.3 7.1 ヘッセン=ナッサウ州: 1400370 3.5 7.1 29 カッセル 767362 4.6 10 30 ヴィースパーデン 633008 2.1 3.5 ラインラント州: 3579347 6.1 11.4 31 コブレンツ 555194 3.5 6.9 XI 32 デュッセルドルフ 1328324 6.4 11.6	
20 ハノーヴァー 404968 4.3 7.2 7.2 1 1.4 1.6	4.9
21 ヒルデスハイム 406895 6.4 14.7 22 リューネブルク 384205 4.5 8.5 23 シュターデ 302801 5.6 9.9 24 オスナブリュック 268665 4.1 6.2 25 アウリヒ 193213 6.9 10.8	7.5
22 リューネブルク 384205 4.5 8.5 302801 5.6 9.9 24 オスナブリュック 268665 4.1 6.2 25 アウリヒ 193213 6.9 10.8	5.7
23 シュターデ 302801 5.6 9.9 24 オスナブリュック 268665 4.1 6.2 25 アウリヒ 193213 6.9 10.8	10.7
24 オスナブリュック 268665 4.1 6.2 6.9 10.8 193213 6.9 10.8	6.5
25 アウリヒ	7.8
プェストファーレン州: 1775175 5.1 8.1 26 ミュンスター 435805 5.2 7.6 27 ミンデン 473555 6.6 10.3 28 アルンスベルク 865815 4.3 7.1 ヘッセン=ナッサウ州: 1400370 3.5 7.1 29 カッセル 767362 4.6 10 30 ヴィースバーデン 633008 2.1 3.5 ラインラント州: 3579347 6.1 11.4 31 コプレンツ 555194 3.5 6.9 1328324 6.4 11.6	5.2
26 ミュンスター 435805 5.2 7.6 27 ミンデン 473555 6.6 10.3 865815 4.3 7.1	8.9
27 ミンデン 473555 6.6 10.3 865815 4.3 7.1 7	6.6
28	6.4
ヘッセン=ナッサウ州: 1400370 3.5 7.1 29 カッセル 767362 4.6 10 30 ヴィースパーデン 633008 2.1 3.5 ラインラント州: 3579347 6.1 11.4 31 コプレンツ 555194 3.5 6.9 1328324 6.4 11.6	8.5
29 カッセル 767362 4.6 10 10 10 10 10 10 10 1	5.6
30 ヴィースパーデン 633008 2.1 3.5 ラインラント州: 3579347 6.1 11.4	5.4
ラインラント州: 3579347 6.1 11.4 31 コプレンツ 555194 3.5 6.9 32 デュッセルドルフ 1328324 6.4 11.6	7.5
31 コプレンツ 555194 3.5 6.9 XI 32 デュッセルドルフ 1328324 6.4 11.6	2.8
XI 32 デュッセルドルフ 1328324 6.4 11.6	8.8
X	5.2
^1 33 ケルン 613457 6 11.5	8.9
	8.8
34 トリア 591562 5.1 10.3	7.7
35 アーヘン 490810 9.9 17.4	13.6
36 ジグマリゲン 66558 66558 1.9 3.6	2.8
プロイセン合計 24604660 24604660 10.8 16.4	13.7

(出所: Jeismann/Lungreen, S. 128)

プロイセンの就学督励は、特に若者を対象とした東部4州のポーランド人の同化政策であった。こうして東部における「ドイツ化」は、「就学督励」、「植民政策」、「文化闘争」によって複合的に推進されたのである。

しかしここでプロイセンの「ドイツ化」運動は大きな困難に遭会することになる。ポーランド人の抵抗運動である。ポーランド分割を行なった3国(ロシア,ドイツ,オーストリア)のうち、オーストリアはその後諸民族の共存を実現し、憲法(1867)で「自己の民族言語で教育を受けられる」ことを保障した(大津留厚『ハプスブルクの実験』中公新書,1995年)。だがロシア、ドイツが苛烈な同化政策をとったことが、逆に、ポーランド知識層(インテリゲンチャ)による「民族意識」覚醒運動を広めさせることにもなった(伊東孝之『ポーランド現代史』p.46)。このような民族的自覚に基き、ポーゼン州(1793年の第二次ポーランド分割でプロイセンが「獲得」)では、小学校でのドイツ語、ドイツ語による宗教教育強制に対して広汎な反対運動(学校ストライキ)が起こっていた10。これを年表に整理すると次のようになる。

年 頂 ・ポーゼン州知事通達 (授業にドイツ語強制) 1873 1886 ・「植民法」(土地のゲルマン化) 1887 ・「言語令」(宗教を除き学校の授業でポーランド語を一律禁止) 1901 ・宗教科でもドイツ語強制 ・ヴレッシェンで「学校ストライキ」(宗教科の授業ボイコット=「ヴレッシェン事件」) ・ポーゼン州全土で「学校ストライキ」(950校7万人以上の児童が参加=全児童の約3割) 1906 1907 ・当局による逮捕、弾圧 1908 ・「土地収用法」(ポーランド人の土地の収用) ・「帝国結社法」(ドイツ語の徹底化)

表 5. ポーランド「学校ストライキ」(1901, 1906)

(出所: Glück: Die preußisch-polnische Sprachenpolitik, 1979; Korth: Die preußische Schulpolitik und die polnischen Schulstreiks, 1963; 伊藤定良「ドイツ第二帝制期におけるポーランド人問題」『世紀転換期の世界』1989 等を元に筆者作成)

ポーランド人の中に強固に育ったこのような「民族意識」は、やがてポーランド再興と結びつくのであった。

2. シロンスク県とその教育

(1) ポーランド再興

第一次世界大戦さ中の1916年11月5日、ドイツ皇帝とオーストリア皇帝は、ポーランド人を

^{10.} 小峰総一郎『ベルリン新教育の研究』(風間書房, 2002年), 425ページ参照。

同盟国の味方につけようとの戦略から、「ポーランド王国」の創設を宣言した。翌 1917 年 1 月ポー ランド臨時国家会議(国会)招集、ピウスツキが軍事部門を主宰した。そして1918年1月8日、 アメリカ大統領ウィルソンが「14ヵ条宣言」で「海への自由な出口をもつ」ポーランドの独立 を主張、ポーランド人悲願の国家復興がヴェルサイユ条約で実現することになる。だが、再建ポー ランドは、概念上では形成されたが国の正確な版図は確定していなかった"。ピウスツキは、か つてのヤギウェオ朝「大ポーランド」イメージのもと,16 世紀に最大版図を有した「ポーラン ド=リトアニア連合」を理想とするポーランド国家を構想した。これに対して,のちのポーラン ド外相(国民民主党党首)ドモフスキは、ポーランド初期のピアスト朝の版図を基本とした「小 ポーランド」を理想とし、新生ポーランドは、プロイセンによって征服された失地の回復だけを 考えた゚゚。この「2 つのポーランド」構想が、ポーランドならびにシロンスクの、その後の形成 にも影響を及ぼすのである。すなわち、1918年11月9日のドイツ革命に伴いポーランドではピ ウスツキが権力を掌握、1919年ピアニストのパデレフスキが組閣して、パリ講和会議に、シロ ンスク全体をポーランド領とする領土要求を掲げた。これに対してドモフスキ側は、パリ講和会 議に「ドモフスキ覚書」を届けて、シロンスクについてはポーランド人の多い上シロンスクと、 下シロンスクの一部だけの領土要求をしたのである(その他には西プロイセン、ポンメルン、ダ ンチヒ、マズールエルム、メーメルの返還を要求)13。国際連盟のポーランド問題委員会は、はじ め、このワルシャワ使節の覚書要求を受け入れた。しかし直後にドイツで反対デモが組織され (王政主義者から共産主義者まで), その結果, 独ポ両住民の混在する土地の帰属に関しては住民 投票によって決定すべしとする英首相ロイド・ジョージの提起に至るわけである(このとき想定 されていた住民投票地域は西プロイセン,東プロイセン,上シロンスク)。

ヴェルサイユ条約会議前の 1918 年 12 月にポズナニで起こったポーランド人蜂起 (「ヴェルコポルスカ蜂起」1918.12.27 - 1919.2.16) の成功が、翌年のヴェルサイユ条約 (1919.6.28) でポーランドが西プロイセンと共にポズナニを獲得することにつながった¹⁴。この成功が、住民投票地シロンスクにおける 3 度の蜂起を招来したという点は否めない。この間の事情を、やや長くなるが、キェニェーヴィチ 『ポーランド史 2』から引用してみよう。

「11 月革命後すぐに、ポーランド人とドイツ人の労働者・兵士評議会 (レーテ) が権力をにぎり、それとともにポーランド人の評議会もできて、この地域の権力をにぎるため人民最高会議を確立していた。ところが旧ドイツ領では、右派政治家がどこでも多数派となっており、彼らはポーランド・ドイツ国境が講和条約で決定され、そのときにドイツ領の主権が承認されるだろうという仮定のな

^{11.} 伊東孝之 『ポーランド現代史』(山川出版社,1988年),61ページ参照。

^{12.} Urban (2000), S. 30.

^{13.} A. a. O., S. 31.

^{14.} A. a. O., S. 32.

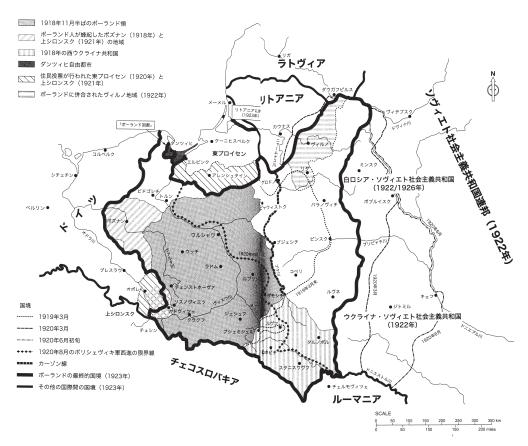


図3. ポーランド地図 (1918 - 1923) (出所:ルコフスキ, p. 274-5)

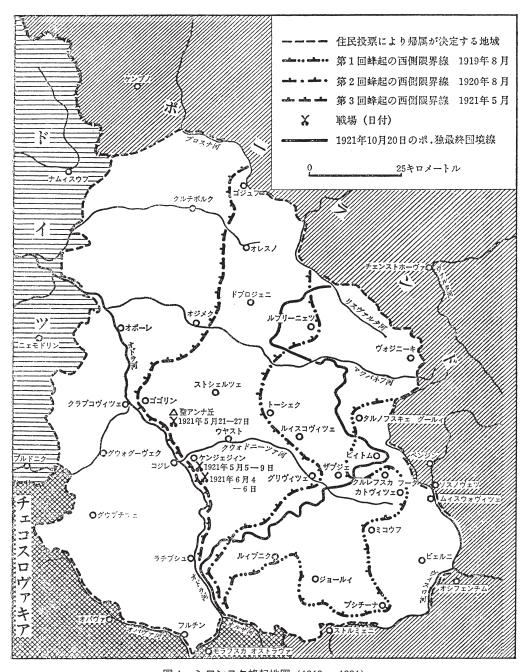


図4.シロンスク蜂起地図 (1919 - 1921) (出所:キェニェーヴィチ, p. 262)

かで動いていた。この右派指導部の見解に反して、1918 年 12 月にポズナニでドイツ軍と衝突がおこり、事態は急速にポズナニ地方全域の解放をもたらした。......

パデレフスキ政府は、疑いもなく1つの成果をあげていた。その在職中に、ヴェルサィユ条約が1919年6月に締結されたからである。これは、ポーランドの要求を十分に満たしてはいなかったが、ポーランド西部国境にたいして部分的に国際的な認知を与えた。平和交渉は、ポーランドにとって不利な状況のなかでおこなわれた。イギリスは、フランスの主導権とソヴェト・ロシアに対抗して、大陸でも自己の力を維持するためにドイツを支持していた。ポーランドをフランスの影響圏にあると見なし、ポーランドの犠牲を強調していた。このため上シロンスク(上シレジア)は、ポーランドに与えられなかった。そのかわり、東プロイセンのマズールィやヴァルミアとおなじように住民投票をおこなうよう決定された。……

住民投票はまた、1920 年 3 月 20 日に上シロンスクでもおこなわれた。住民投票地区を管理していた連合国当局は、ポーランド問題をポーランド人に不利になるよう処理していた。彼らは、ドイツ人のテロルを見逃したばかりでなく、シロンスクに生まれたが、長くそこに住んでいない 20 万人に投票を許可した。最終的には、50 万人がポーランドに投票し、70 万人がドイツに投票した。最高会議は、この結果にもとづいて、この地区を分割することになった。

……1921年5月に、連合国によって不利に分割されることを恐れて、上シロンスクのポーランド人住民が武器をとった。これがシロンスクでおこった第3の蜂起である。第1回は1919年8月に、第2回は1920年8月におこって、いずれも失敗していた。今度は、蜂起軍は激しい戦闘の末に工業地域を手に入れた。連合諸国が介入して休戦が成立し、長い交渉のあとで、ポーランドが工業地区のおよそ半分をふくむ上シロンスクの南東部を保証されるという決定に達した。」15

住民投票は、この地に生まれたが現住しない者の投票を認めていたため¹⁶、独ポ両本国で激しい「帰還投票」宣伝が展開された。取り分けシロンスク内部においては、町や村、集落で、投票宣伝のみならず激しい切り崩しが行なわれ、職場・友人・家族関係にぬぐいきれぬ亀裂をもたらしたのである。

	投票区	投票権者				+九. 西. 仕. 田			
	投示 区	同地出生者		同地非	計	投票結果			
	郡	現住者	非現住者	出生者	āl	投票数	ポーランド票	ドイツ票	無効
1	Kr. Beuthen	133,581	13,288	5,869	152,739	147,214	73,122	73,567	525
2	Kr. Cosel	39,705	9,252	1,086	50,343	49,350	12,340	36,873	137
3	Kr. Gleiwitz-Tost	74,542	11,119	4,212	89,873	87,909	35,637	51,990	252
4	Kr. Gr. Strehlitz	38,361	7,512	768	46,484	45,581	23,046	22,412	128

表 6. 上シュレジエン住民投票 (1921.3.20)

^{15.} キェニェーヴィチ (編) 『ポーランド史 2』(加藤一夫他訳,恒文社,1986),261-272 ページ。

^{16.「}投票權八男女ノ別ナク左記二該當スルー切ノ者二之ヲ附與ス (イ)人民一般投票施行ノ年ノー月一日二於 テ滿二十歳以上ニシテ (ロ)人民一般投票區域内二出生シタル者,千九百十九年一月一日前二於テ委員会 ノ決定スへキ日以来同區域内二住所ヲ有スル者又八獨逸国官憲ニヨリ追放セラレ右地域二住所ヲ有セザ ル者」(「同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約竝二議定書」 第八款 波蘭國 第八十八條 附屬書四,外務 省訳,1919年,91ページ。)

5	Kr. Hindenburg	79,934	8,008	2,851	90,793	89,152	43,261	45,219	672
6	Kr. Kattowitz	129,880	14,474	6,816	150,873	146,173	70,019	75,666	478
7	Kr. Konigshutte	37,436	4,674	1,942	44,052	42,758	10,764	31,864	130
8	Kr. Kreuzburg	23,471	15,495	1,636	40,602	39,703	1,652	37,957	76
9	Kr. Leobschutz	42,686	22,090	1,921	66,697	65,428	259	65,128	41
10	Kr. Lublinitz	24,749	4,551	421	29,721	28,993	13,573	15,358	62
11	Kr. Namslau (NS)	2,444	2,788	374	5,606	5,493	133	5,348	12
12	Kr. Neustadt	25,635	11,181	1,012	37,858	37,065	4,377	32,603	85
13	Kr. Oppeln	76,628	23,172	4,158	103,958	101,516	25,157	76,118	277
14	Kr. Pless	65,987	6,502	1,254	73,745	72,277	53,378	18,676	224
15	Kr. Ratibor	54,565	13,560	2,972	70,997	69,728	20,745	48,640	343
16	Kr. Rosenberg	26,189	9,158	620	35,976	35,108	11,150	23,857	101
17	Kr. Rybnik	69,938	10,058	1,984	81,980	80,438	52,347	27,919	172
18	Kr. Tarnowitz	40,123	4,362	1,076	45,561	44,739	27,466	17,078	148
	合 計	985,854	191,244	40,972	1,217,858	1,188,625	478,426	706,273	3,863
	[比]					[100.0%]	[40.3%]	[59.4%]	

(出所:ドイツ Wikipedia「Die Volksabstimmung in Oberschlesien 1921」Stand: 16. März 2002, 塗りつぶし (小峰) は多数票)

(2) シロンスク県の教育

さて、以上のまことに長い苦難の歴史を経て(一部前後するが)、1920年7月15日、ポーランド立憲国会(セイム)は「シロンスク県設置定款」(Statut Organiczny Województwa Śląskiego)を可決した。ここに「自治県シロンスク」が誕生したのである。「定款」は48名から成る議会(シロンスク議会)を組織すると定め、これが執行機関たる県評議会(Woiwodschaftsrat)を任命する。シロンスク議会は一定の立法権を有するが、外交と軍事の権限はなく中央のワルシャワ国会に服する「で、「定款」はまた、シロンスク県にポーランドの県としての権利・義務のみならず幅広い自治を認めている。これは特に、同県が複数民族から成る二重言語地域であることに鑑み、その行政・教育行政に関して特別の権限を付与したわけである。

最終更新: 19: 03, 13 paź 2011.)

^{17.} Gründungsstatut der Woiwodschaft Schlesien
(http://de.wikipedia.org/wiki/Gr%C3%BCndungsstatut_der_Woiwodschaft_Schlesien)
最終更新: 2. Oktober 2011 um 23: 17.

^{18.} ポーランド語とドイツ語を行政用語として使用する領域における立法 (ustawodawstwo w zakresie stosowania języka polskiego i niemieckiego jako języków urzędowych) や,教育関係の立法 (ustawodawstwo dotyczące szkolnictwa) が,本稿と関わって重要である。 (http://pl.wikipedia.org/wiki/Statut_Organiczny_Wojew%C3%B3dztwa_%C5%9AI%C4%85skiego)

建国初期の教育 ― ポズナニ

ポーランドに帰属したシロンスク県は、まずはドイツ教育を停止し、ポーランド語によるポーランド教育を開始する (ここではまことに粗いものであるが、筆者の可能な限りで初期のポーランド教育実施過程を跡づけてみたい)。

1922.8.21 の「シロンスク教育令」は、ジュネーブ協定後シロンスク県で初めての教育法である。シロンスク県が成立したときには、県境も、また西部国境も定まってはいなかった(下表参照)。ドイツ革命(1918.11.9)後、旧プロイセン領教育の脱ドイツ化の企図は、まずは、蜂起の成功したポズナニで行なわれた。

ポーラン	ド政治・シロンスク政治	教育令		
1918. 11. 9	・ドイツ ワイマール革命	1918		
12.27 (-1919.2.16)	・ポズナ二蜂起 (成功)			
1919. 6. 28	・ヴェルサイユ条約,ポーランド条約	1919. 1. 25	・ドイツ ポズナニ	
	(゠「ポーランド共和国」承認)		長官命令	
8. 16 (-24)	・第一次シロンスク蜂起 (失敗)	6. 3	・文部省命令	
		1920. 1. 10	・北部国境拡大	
		3.10	・ポズナニ ポーランド	
1920. 7. 15	・シロンスク県「設置」		分省命令	
8. 19 (-24)	・第二次シロンスク蜂起 (失敗)			
1921. 3. 17	・憲法 (「3 月憲法」) 制定	1921		
3. 18	・ソヴェト ロシアとリガ条約 [東部国			
	境画定]			
3. 20	・シロンスク住民投票 (敗北)			
5. 2-7. 5	・第三次シロンスク蜂起 (成功)			
10.20	・シロンスク分割 [西部国境画定]			
1922. 5. 15	・「ジュネーブ協定」 (1922. 5. 15)			
		1922.8.21	「シロンスク教育令」	

表 7. シロンスク県成立前後の教育令 (1919 - 1922)

(出所: Dobbermann 等を参考に小峰作成)

1919 年 1 月 25 日,ドイツ,ポズナニ長官は、ドイツ人教員の教育活動を停止させ、「全児童にポーランド語で」教育を行うよう命じた。これは旧プロイセン地域南部における最初のポーランド化指令と言えるものである。

この時期の教育は、 ドイツ教育を脱してポーランド語教育を築くこと 宗派共同学校を廃止して宗派学校化すること、取り分けカトリック学校の復活 ヴェルサイユ条約・ポーランド条約に則り「ドイツ系少数者」のドイツ語教育の保障、が主要教育課題であったと言える¹⁹。

^{19.} Dobbermann, Paul: Die deutsche Schule im ehemals preußischen Teilgebiet Polens. Posen 1925, S. 4-9.

ドイツ,ポズナニ長官命令 (1919年1月25日) から半年後の6月3日には,文部省教育局長 スホヴィアク (Suchowiak) の命令が出されて、全学校で授業はポーランド語で行うとし、公 立私立ドイツ学校がポーランド語母語生徒を受け入れてはならないと定めた。他方、ドイツ人生 徒がやむを得ずポーランド学校に受入を願う場合には、クラス人数が50名以上にならない;ポー ランド語教育を受け入れる;ポーランド校はこれらドイツ人生徒の感情や宗教(福音派)を顧慮 しない;以上に同意する旨の認証を必要とした。また学校の実態調査を年2回行って、学校と授 業のポーランド化を確かめると通達したのであった∞。1920年1月10日、国境線の北部拡大後 は、当地でも授業はすでに民族別に行われていることが確認された。そして1920年3月10日、 ポーランド・ポズナニ分省 (das Polnische Posener Teilministerium) は, 通達を発した。そ れは、少数者条約(「ポーランド条約」)第9条に立脚し21、ドイツ人生徒を分離すること、宗派 を分離して教育を行うべきこと、宗派混合学校(Simultanschule)はこれを解体して、宗派別 とすべきと定めた。これはすなわち福音派=ドイツ系生徒,カトリック派=ポーランド系生徒を 別にするということである。さらに、ポーランド国籍を有するドイツ系少数者父母 40 名が、ド イツ語教育を望んだときには、公費でドイツ校1校(ないし1級)を設けるべきことも定めてい る²²。ポーランド人 Seyda 文相署名のこの命令は、すでに、のちの「ジュネーブ協定」(1922.5. 15) の少数者学校の諸規定を先取りしている。ポズナニではすでにポーランドの施政が確立して いることを窺わせる。

シロンスクの教育建設

ポズナニではポーランド人蜂起が成功裡に展開されたこともあり、教育の脱ドイツ化、ポーランド化は比較的容易であったと言える。それに対してシロンスク (シュレジエン) は、長い間のドイツ支配でドイツ語ドイツ文化の教育が強固に根を下ろしていたため、これを否定して教育のポーランド化を実現するのは困難であった。のちに、知事グラジュインスキの強権的なドイツ系少数者学校攻撃が展開されるのも、そのような状況を考慮する必要があろう。

^{20.} A. a. O., S. 96-97.

^{21.} 第九條 波蘭國八波蘭語二非サル言語ヲ用ヰル波蘭國民ノ大多数居住スル都市及地方ノ教育制度ヲ定ムルニ當リ右波蘭國民ノ児童ニ對スル小学教育カ其ノ言語ヲ以テ施サルヘキコトヲ確保スル為相當ノ便宜ヲ供與スヘシ但シ波蘭國政府カ右小学教育ニ於テ波蘭語ヲ必須科目トシテ課スルコトヲ妨ケス

種族、宗教又八言語上少数二属スル波蘭國民カ大多数ヲ占ムル都市及地方二於テ右波蘭國民ハ、地方団体其ノ他ノ予算二基ク公共基金ニシテ教育、宗教又八慈善ノ目的ヲ有スル経費中ヨリ金額ノ支給又ハ割當ヲ受クルニ付衡平ナル配分ヲ確保セラルヘシ

獨逸語ヲ用ヰル波蘭國民二本條ノ規定ヲ適用スルハ千九百十四年八月一日ニ於テ獨逸國領土タリシ波 蘭國ノ地方ニ限ル (外務省訳, 1919 年)

^{22.} Dobbermann, S. 95-96.

そのシロンスクでも、ドイツ敗戦直後の1918年12月21日、未だドイツであったが、親が希望する児童に対してはポーランド語の読み書き・宗教教育が開始された。だが、これに参加した児童はわずか22%に過ぎなかった²³。これは、シロンスクを支配していた当時の政治状況に対応する。ポーランド国籍を持っている者は未だ少なく、親の「ポーランド人」としての意識も熟してはいなかったのである。実は、このように、教育を困難にさせる状況は、シロンスク蜂起、住民投票期の全体を通じて言えることであった。シロンスクでは、ポーランドの他地域にも増して民族間の激しい対立、学校の権威低下、またその中で多くの若者のモラル低下が見られ、これら全体が教育・学校にとって不利な状況の原因となったのであった²⁴。

さて、1921 年 10 月 20 日、国際連盟でシロンスクの分割が決定して、ポーランドの西部国境が画定すると共にシロンスク県の範囲も定まった。そして翌 1922 年 5 月 15 日、ドイツとの間の少数者保護条約「ジュネーブ協定」締約。ここにシロンスク県は、教育の整備に立ち向かうのである。

		<u> </u>
歴代	氏 名	在 任 期 間
1	Józef Rymer	16 June 1922 - 5 December 1922
2	Zygmunt Żurawski	15 December 1922 - 1 February 1923 (acting)
3	Antoni Schultis	1 February 1923 - 3 March 1924
4	Tadeusz Koncki	15 October 1923 - 2 May 1924 (acting till 3 March 1924)
5	Mieczysław Bilski	6 May 1924 - 3 September 1926
6	Michał Grażyński	6 September 1926 - 5 September 1939

表 8. シロンスク県知事 (1922.6.16 - 1939.9.5)

(出所:英 Wikipedia)

^{23.} Falęcki, Tomasz: Niemieckie szkolnictwo mniejszościowe na Górnym Śląsku w latach 1922-1939. Katowice 1970, s. 29.

^{24.} Tamże. s. 30.

シロンスク県初代知事, ユゼフ・ルィマー (Józef Rymer, 1882-1922)

ポーランド,シロンスク県初代知事 (1922.6.16 - 1922.12.5)

シロンスクの貧家生、16歳 (1898) でドイツ ウェストファーレンの坑夫。 同地で体操連盟ソクウ (Sokół)、民衆文庫、労働運動参加。のちデルウィ ヒにソクウ設立し代表。国際労働者会議のポーランド坑夫代表。

1913 シロンスクに戻り体操連盟代表,政治運動。1918 ポズナニ最高人民評議会で活動。国民労働者党副代表。シロンスク最高人民評議会を設立し指導者となる。パリ講和会議出席 2 回,シロンスク住民投票提案に反対。1919 ポーランド国会議員。1920 第二次シロンスク蜂起にはドイツ フライコールにより強制入院。射殺計画あり。1921 シロンスク住民投票委員会ポーランド代表。同年第三次シロンスク蜂起には市民管理者として参加。

ユゼフ・ルイマー (Józef Rymer,

1882-1992)

1922.6.16シロンスク自治県初代知事。同年12月5日脳卒中で死去25。

(出所:ドイツ・英・ポーランド Wikipedia 参照。写真も)

県の教育行政は次のような体制であった。

- ・最高権力 シロンスク県公教育局 (Wydział Oświecenia Publicznego Urzędu Wojewódzkiego Śląskiego)
- ・決議機関 暫定県評議会 (Tymczasowa Rada Wojewódzka)

この暫定県評議会が、1922年7月13日、特別の学校委員会を選出した。

・メンバー:

クレメンス・ボリス (Klemens Borys)

神父、博士、テオドル・クビナ (Ks. dr. Teodor Kubina)

神父, エウゲニウシュ・ブジュスカ (Ks. Eugeniusz Brzuska)

博士,ヤン・ピプレク (dr. Jan Piprek)

博士, フランチシェク・ポピオウェク (dr. Franciszek Popiołek)

テオフィル・ゴモワ (Teofil Gomoła)

ドイツ人代議士、実業家ベルンハルト・ヤンコフスキ

(Bernhard Jankowski,カトリック人民党)

特別学校委員会が、シロンスク議会 (Sejm Śląski) から権限を委ねられて実質的にシロンスクの教育整備に取り組んだ。シロンスクは14教区から成っていた。この14教区 (=学校監督区)の教育の内容を指導するのは

^{25.} 英 Wikipedia (最終更新: 19 January 2011), 独 Wikipedia (16. Juni 2011), 波 Wikipedia (14 paź 2011) 参照。

- ・視学 (Inspektor)
- ・郡学校委員会 (Powiatowy Urzad Szkolny)

である。

ポーランド教育行政の第一の課題は、何と言ってもポーランド教育制度の確立・強化であったが、大戦後の混乱の中の国家再興、政治・経済不安のなかで、それは極めて困難であった。ポーランド教育は、土台からすべて建設しなければならなかったのである。それに加えてドイツ系少数者教育とジュネーヴ協定の義務履行も課されていたのであった。地域によって教育格差が大きく、前代のプロイセン時代の教育が一定水準であったところでは、ポーランド教育への移行も比較的容易であった25。

ドイツ系少数者の教育は、以上のようなポーランド教育建設のまえに立ちふさがる「負の遺産」であった。1922.8.21 シロンスク教育令は、「ジュネーブ協定」に盛られたドイツ人教育の「継続」義務を、辛うじて果たすことに限定した。しかし、具体的方法を定めた本令の以下の諸点等が、以後の学校紛争の原因となるのであった。

(1)生徒数確認

- ──毎年の生徒数確認。その基準をめぐって。
- (2)ドイツ系少数者学校設立条件
 - ――ドイツ系少数者学校・学級・ドイツ系少数者宗教教育設立の書面提出。その手続き、既 設と新設のちがい、それを「ジュネーブ協定」に基づきどのように判定するか。
- (3)申請書作成上の義務規定
 - ―― 各申請書には、子の合法養育義務者名を記すとされた。「教育権者」をどう認めるのか。 寡婦等の場合はどうか。

子どもの言語がドイツ語であることを書面で表明する。この「言語」の範囲をめぐって判断が困難である。母語か日常語か。

(4)署名認証 — 書類には郡長 (starosta) 等の権力機関の認証と印璽が必要である。また、認証は一部有料とした。

知事はまた、 言語表明 [母語] 少数者学校申請書 を定型形式で作成することを命じた。これに反する場合は、認可されない可能性がある。

(5)自筆 — 本用紙は、子の養育者、ふつう父親が自筆すると定めた27。

^{26.} Falecki, s. 30.

^{27.} Tamże.

3. ドイツ系少数者とシロンスク教育令、その背景

(1) ドイツ系少数者とシロンスク教育令

本令は、先のプロイセン「ポーランド系少数者学校令 (1928.12.31)」が、民族所属を「主観基準」によるとしたのに対し、少数者学校への就学が認められるのは母語をドイツ語とする者に限るとし(「客観基準」)、ドイツ系父母は学籍登録に当たってその旨を文書で表明し公権力の署名認証を付すとしたこと(一部有料)、また、申告内容に対してポーランド行政当局がその真偽を審査しうるとしたところが最大のポイントである。そしてこれらの点は「ジュネーブ協定」に反するとして、ドイツ人側が強力な反対運動を展開するわけである。

「第5条 [入学申請 (Antrag)]

……申請書は、児童の正当な教育権者が自筆で (eigenhandig), かつ定められた書式に則って執筆しなければならない。(書式には次の一文を特に目立つようにしなければならない、すなわち、「私はここに、上記児童の母語 (Muttersprache) がドイツ語であることを表明します」と。第5条への添付書式 a 1,2 参照)

自筆の署名は、郡長 (Starosta), 戸籍役場 (Standesamt), 村役場 (Gemeindeamt), 郡学校 当局 (Kreisschulbehörde), 警察署長 (Polizeidirektion), 裁判所, 公証人 (Notar) または都市教区庁 (Stadtpfarramt) によって認証されなければならない。

裁判所,公証役場 (Notariatsamt) を例外として,他の官庁が上記人物の署名を認証する場合, 手数料を徴収してはならない。

少数者教育機関はジュネーブ協定第 105 条, 106 条に則り, また以下の諸条件, すなわち少数者教育機関に入学申請した児童が

[ポーランド] 国籍を有する,

学校組合 [Schulverband] に所属する.

教育義務年齢にある,

国民学校就学を定められている,

との条件の下にこれを開設するものとする。この諸条件は官庁が審査することができるものとする。」

ドイツ人側は、ポーランド当局がこの規定に基づいて行う学籍登録却下処分の取消を混合委員会に訴願、その主張の多くを容れた混合委員長見解に従わないポーランド行政当局の措置を、最終的に国際司法裁判所で争うことになる。親の言語表明を疑って、行政がこれを再審査することはたしかにジュネーブ協定に反する。それについて常設国際司法裁判所判決はドイツ人側の主張を認めた。しかし、ドイツ側が主張するように、ジュネーブ協定は親が自由意志で「民族」を決定でき・民族学校就学を無条件に認めるものなのか、「言語の表明」が「民族所属表明」を意味するのか、また協定に謂う「言語」とは授業語か民族語か —。それらについて司法裁はドイツ側の主張を退け、ポーランド側の主張を認めたのである(これについては筆者の初発論文を参照

されたい²⁸)。

(2) 文相グラプスキ — ワルシャワ政府

シロンスク県のポーランド教育確立・脱ドイツ化の政策は、ワルシャワ中央政府の強固な後ろ 盾のもとに展開されている。

特に民族教育政策についてはスタニスワフ・グラプスキ文相 (Stanisław Grabski, 1871-1949) の位置と役割が格別に重要である。ウルバンの研究によれば、彼は文相 (3 度, 1923, 1925-26) として「異国要素を 1.5%に」と主張、東部ポーランドで多くのウクライナ校、ロシア校、リトアニア校を閉鎖して教育の脱ロシア化を推進している²⁹。その後西部ポーランド、シロンスクでグラジュインスキ知事の行なったドイツ校閉鎖、ポーランド教育の脱ドイツ化政策は、グラプスキ政策の西部版と言えるものであった。

ちなみにスタニスワフ・グラブスキは、首相ヴワディスワフ・グラプスキ (Władysław Grabski, 1874-1938, 経済学者, 国民民主党 (ND) 政治家。1920年代ポーランドの財政改革責任者 (蔵相) としてポーランド通貨ズウォティを導入し首相を2度つとめた)の兄である。さらに、妹のゾフィヤも、チェシン・シロンスクでポーランド民族運動を展開している。会議王国ポーランド (実質ロシア領)に生まれたグラプスキきょうだいは、再建ポーランドの象徴的存在と言ってよいであろう。

【訂正】

筆者は、先の論文において政治家の「グラプスキ」が 2 人いることに気づかなかった。ポーランド東部のロシア校、リトアニア校解体を行ったのは「スタニスワフ・グラプスキ (Stanisław Grabski, 1871-1949)」(文相)で、農地改革、通貨改革 (ゾーティ導入)を行ったのが「ヴワデイスワフ・グラプスキ (Władysław Grabski, 1874-1938)」(首相、蔵相)である。ふたりは別人物 (兄弟)であった。お詫びして訂正させていただきたい。

ポーランド文相, スタニスワフ・グラプスキ (Stanisław Grabski, 1871-1949)

ポーランド政治家,経済学者。国民民主党 (ND)と共同。文相 (3 度。1923,1925-26)。 ヴワディスワフ・グラプスキ (首相・蔵相) の兄。妹 (ゾフィヤ) も民族活動家。

民族的に純粋なポーランド国家の建設を目指す。1924.7.31「グラプスキ法」。 ウクライナ語を弾圧し学校のポーランド化を推進。ナチ期には他の知識人と共 にソビエトにより逮捕される。ロンドンへ逃れ、亡命ポーランド政府に加わる。 大戦後ポーランド民族国家のためスターリンに接近。のちワルシャワ大学教授。

(英 Wikipedia) スタコ



スタニスワフ・ グラプスキ

文相。「異国要素を1.5%に」と主張。本計画実施の中心人物。

^{28.} 小峰 総一郎 「第一次世界大戦後ポーランド領シロンスクにおけるドイツ系少数者教育」 『中京大学 国際教養学部論叢』 第3巻第1号,2010/12.

^{29.} Urban, Thomas: Deutsche in Polen. München 2000, S. 39-41.

とりわけ、東ポーランドで多くのウクライナ校、ロシア校、リトアニア校を閉鎖した。

西部 (シロンスク), グラジュインスキ知事ドイツ校閉鎖「ワルシャワの背面支援の下に」

(Stanisław Grabski, 1871-1949) (写真出所: 波 Wikipedia)

(出所: Urban (2000), S. 39-41)

1924年,スタニスワフ(兄)は教育法「グラプスキ法」(Lex Grabski)をまとめる。ヴワディスワフ首相(弟)は,「ポーランド人児童も非ポーランド人児童も,互いの民族的特性を相互に尊重する中でよき国家公民を育てる共同学校(gemeinsame Schule)」の実現を謳った。かつてのオーストリア帝国における民族共存教育を想起させる定式で,憲法とポーランド条約の定着が目指されたのである。だが現実は逆であった。グラプスキ文相(スタニスワフ(兄))は遅れた東部の識字向上策に着手,ウクライナ語学校を「両語学校」(utraquistische Schule,ポーランド語とウクライナ語の学校)化する中で,事実上ウクライナ語(ロシア語)を学校から排除したのである³⁰。

いま、ワルシャワ政府(ポーランド)とシロンスク県との関係を一覧にすると次のようになる。

表 9. ポーランド政府とシロンスク県関係 (1919.12 - 1939.9) 首相 蔵相 文相

		首相	蔵相	文相	
		(ヴワディ	(ヴワディ	(スタニス	
首 相	在 任	スワフ・	スワフ・	ワフ・グ	シロンスク県知事, 注記
		グラプス	グラプス	ラプスキ	
		キ (弟))	キ (弟))	(兄))	
Leopold Skulski (スクルスキ)	1919.12-1920.06				
Władysław Grabski	1920.06-1920.07				シロンスク県設置
(第一次グラプスキ)					(1920.7.15)
Wincenty Witos (第一次ヴィトス)	1920.07-1921.09				住民投票 (1921.3.20)
Antoni Ponikowski	1921.09-1922.06				ジュネーブ協定 (1922.5.15)
Artur Śliwiński	1922.06-1922.07				初代知事 ルィマー
					(1922.6.16-12. 5)
Julian Nowak	1922.07-1922.12				シロンスク教育令
					(1922.8.21)
Władysław Sikorski	1922.12-1923.05				
Wincenty Witos (第二次ヴィトス)	1923.05-1923.12				
				(途中入閣	
				10.27- 12.14)	
				12.14)	

^{30.} Birodziej, Władzimierz: Geschichte Polens im 20. Jahrhundert, München 2010, S. 158.

Władysław Grabski (第二次グラプスキ)	1923.12-1925.11	教育法「グラプスキ法」 (1924. 7. 31)
Aleksander Skrzyński (スクジインスキ)	1925.11-1926.05	
Wincenty Witos (第三次ヴィトス)	1926.05.10-5.14	
Kazimierz Bartel	1926.05-1926.09	
Jozef Piłsudski (ピウスツキ)	1926.10-1928.10	6 代知事 グラジュインスキ (在任 1927-1939)
Kazimierz Bartel	1928.06-1929.06	グラジュインスキ
Kazimierz Świtalski	1929.04-1929.12	グラジュインスキ
Kazimierz Bartel	1929.12-1930.03	グラジュインスキ
Walery Sławek	1930.03-1930.08	グラジュインスキ
Jozef Piłsudski	1930.08-1930.12	グラジュインスキ
Walery Sławek	1930.12-1931.05	グラジュインスキ
Aleksander Prystor	1931.05-1933.05	グラジュインスキ
Janusz Jędrzejewicz	1933.05-1934.05	グラジュインスキ
Leon Kozśowski	1934.05-1935.03	グラジュインスキ
Walery Sławek	1935.03-1935.10	グラジュインスキ
Marian Zyndram-Kościałkowski	1935.10-1936.05	グラジュインスキ
Felicjan Sławoj Składkowski	1936.05-1939.09	グラジュインスキ

(出所:ポーランド Wikipedia 等を元に小峰作成)

不十分ながら解題は一まずここで終る。以上に述べたのは、シロンスク教育令を理解するためのシロンスク県成立期の教育事情の一端である。その後このシロンスク教育令をめぐり、ドイツ人の反対運動が、シロンスクで、ドイツ本国で(特に外務省と関わる動きを重視する必要がある)、また国際連盟を舞台として展開されるわけである。それらの展開と関連については、稿を改めて述べたいと思う。

*

同令は2度改定されている。しかし、今回その3令の異同については十分に確かめられなかったので、目次タイトルの標記は初めのものとした。ただ、母語条項(第5条)は、カロンデール混合委員会委員長の再三の修正要求にも関わらず修正されなかった。

対 対

Birodziej, Władzimierz: Geschichte Polens im 20. Jahrhundert, München 2010

Dobbermann, Paul: Die deutsche Schule im ehemals preußischen Teilgebiet Polens. Posen 1925

Falęcki, Tomasz: Niemieckie szkolnictwo mniejszościowe na Górnym Śląsku w latach 1922-1939. Katowice 1970

Glück, Helmut: Die preußisch-polnische Sprachenpolitik, Hamburg 1979

Göppert, et. al. (hrsg.): Oberschlesien und der Genfer Schiedsspruch, Berlin 1925

Jeismann/Lungreen (hrsg.): Handbuch der deutschen Bildungsgeschichte. Bd. III, München 1987

Junckerstorff, Kurt: Das Schulrecht der deutschen Minderheiten in Polnisch-Oberschlesien nach dem Genfer Abkommen. Berlin 1930

Korth, Rudolf: Die preußische Schulpolitik und die polnischen Schulstreiks, Marburg 1963

Kosler, Alois M.: Die preußische Volksschulpolitik in Oberschlesien, 1742-1848/ -- 2. Aufl., Sigmaringen 1984

Recke, Walter: Die historisch-politischen Grundlagen der Genfer Konvention vom 15. Mai 1922. Marburg 1969

Urban, Thomas: Deutsche in Polen. München 2000

: Der Verlust. München 2006

「上シュレジエンに関する [独ポ] ジュネーブ協定 (1922.5.15)」(小峰総一郎抄訳 『中京大学国際教養学 部論叢』第4巻第1号,2011年9月)

「同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約竝二議定書 (1919.6.28)」(外務省訳, 1919年)

「波蘭國二關スル條約 (1919.6.28)」([=ポーランド条約] 外務省訳, 1919年)

伊藤定良「ドイツ第二帝制期におけるポーランド人問題」『世紀転換期の世界』未来社,1989

伊東孝之『ポーランド現代史』山川出版社,1988

ウェーバー (田中真晴訳) 『国民国家と経済政策』未来社, 1959

梅根悟「二重言語学校問題」『近代国家と民衆教育 — プロイセン民衆教育政策史 — i 誠文堂新光社, 1967

遠藤孝夫『近代ドイツ公教育体制の再編過程』創文社, 1996

大津留厚『ハプスブルクの実験』中公新書, 1995

キェニェーヴィチ (編) (加藤一夫他訳) 『ポーランド史 2』恒文社, 1986

小峰 総一郎「第一次世界大戦後ポーランド領シロンスクにおけるドイツ系少数者教育」『中京大学国際教養学部論叢』第3巻第1号,2010/12

-----『ベルリン新教育の研究』風間書房, 2002

ルコフスキ/ザヴァツキ(河野肇訳)『ポーランドの歴史』創土社,2007

ルソー (永見文雄訳)「ポーランド統治論 (1771)」『ルソー全集』第5巻, 白水社, 1979

割田聖史「 境界地域 を叙述する — オストマルク協会編 『ドイツのオストマルク』 (1913 年) を読む — 」 『群馬大学国際教育・研究センター論集 9』 2010

「Autonome Woiwodschaft Schlesien」,「Die Volksabstimmung in Oberschlesien 1921」,「Gründungsstatut der Woiwodschaft Schlesien」,「Józef Rymer」,「Premierzy Polski」,「Schlesien」,「Silesian Voivodeship (1920-1939)」,「Stanisław Grabski」,「Ślask」,「Statut Organiczny Województwa」,「旧ドイツ東部領土」,「シレジア」,(日本ウィキペディア、ドイツ Wikipedia,ポーランド Wikipedia,英 Wikipedia)

(2011.12.30)